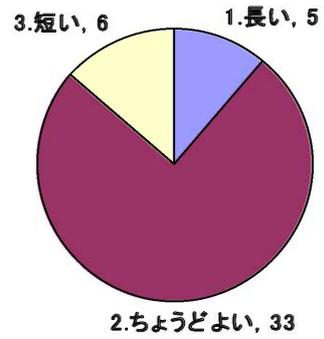


第1回（2011年度）司法試験予備試験論述式試験アンケート集計結果

1-1 短答式から論文式までの期間

- 1.長い
- 2.ちょうどよい
- 3.短い

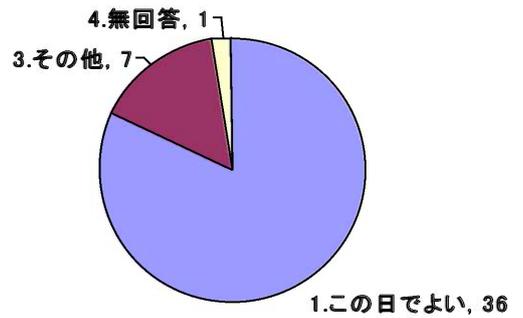


1-1その他

42

1-2 論文式試験日について

- 1.この日でよい
- 3.その他
- 4.無回答



1-2その他

司法書士試験との兼合から、7月下旬にしてほしい。

ロールクールが夏休みの期間にしてほしい

社会人なので土日祝日が良い。

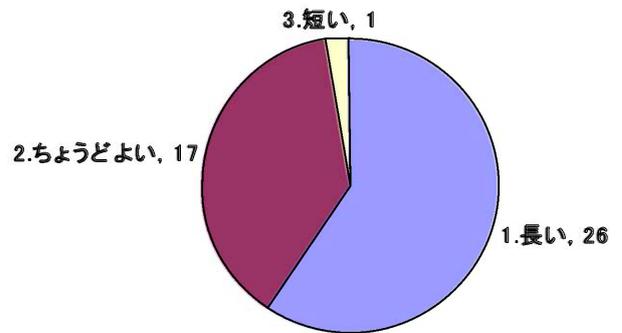
土日がよい

6月中旬のように比較的涼しい日にして欲しい。：短答発表はもう少し早くできるはず。

司法書士試験との併願が困難

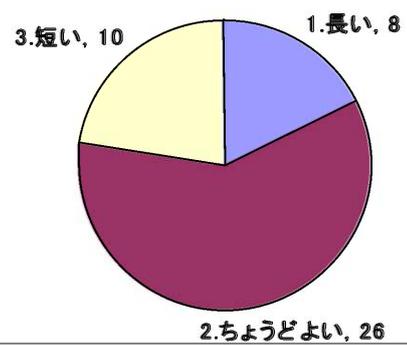
暑い夏を避けて欲しい

1-3口述試験までの期間について



- 1.長い
- 2.ちょうどよい
- 3.短い

1-4論文式試験全体の試験時間について



- 1.長い
- 2.ちょうどよい
- 3.短い

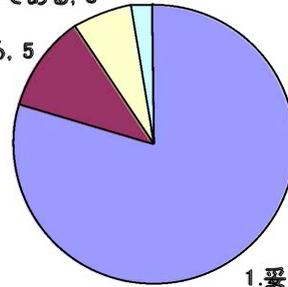
1-4その他

1日にしてほしい

民事系科目については短く感じた

2-5法律基本科目7科目で妥当ですか

3.増やすべきである, 4.その他, 1
2.減らすべきである, 5

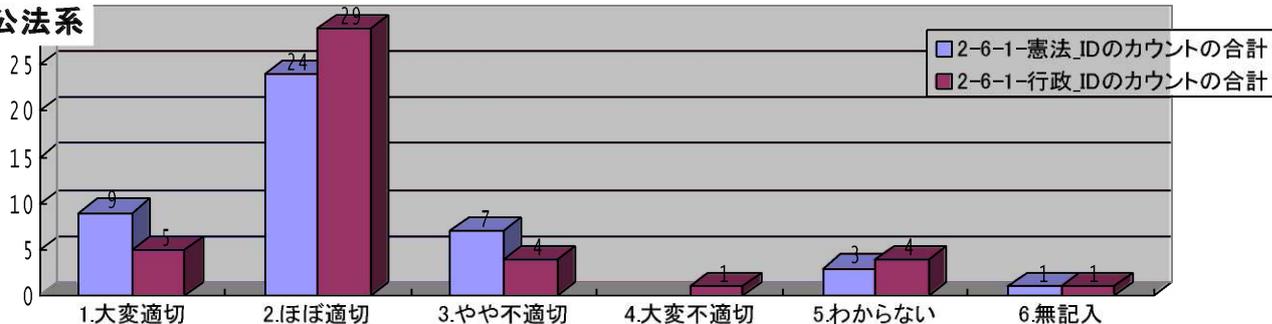


1. 妥当である, 35

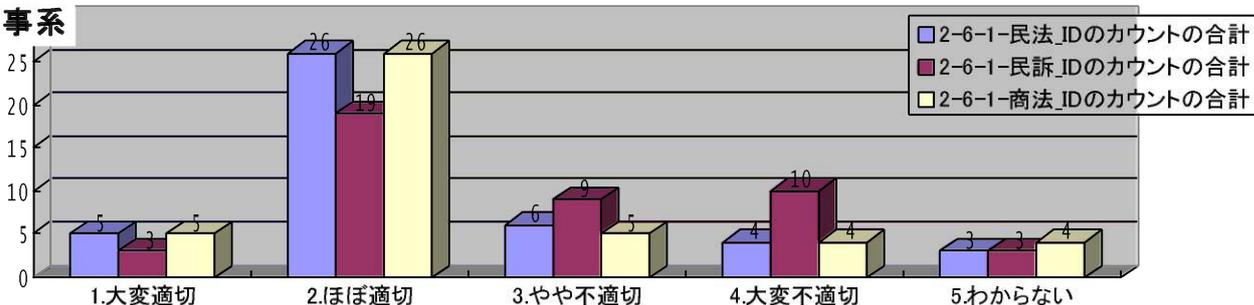
- 1. 妥当である
- 2. 減らすべきである
- 3. 増やすべきである
- 4. その他

2-5法律基本科目7科目で妥当で	2-5テキスト
2.減らすべきである	行政法
2.減らすべきである	行政法
2.減らすべきである	商法
2.減らすべきである	行政法
2.減らすべきである	行政法
3.増やすべきである	法選を設けるべき、労働法等
3.増やすべきである	新司選択科目
3.増やすべきである	選択科目、労働法等
4.その他	旧司は行政法がなかったが、ある方が良い。

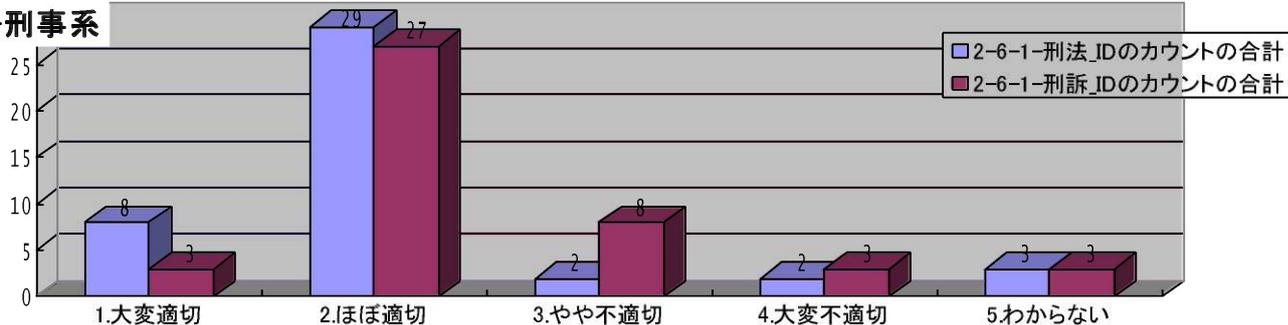
2-6-1-公法系



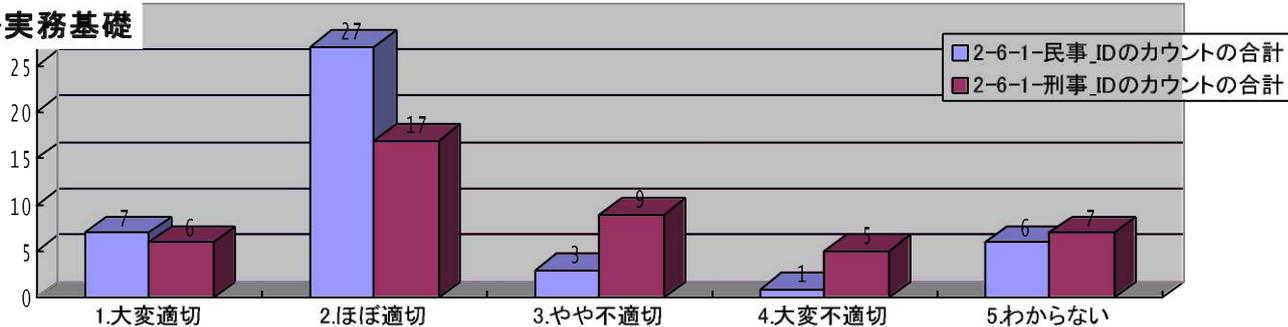
2-6-1-民事系



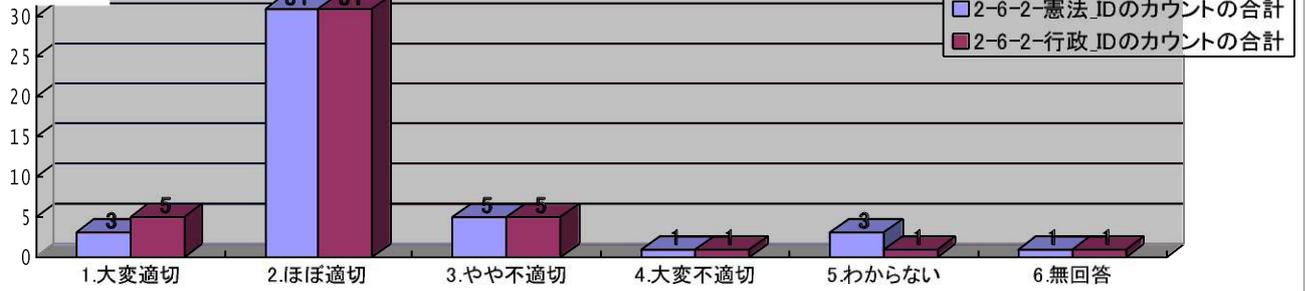
2-6-1-刑事系



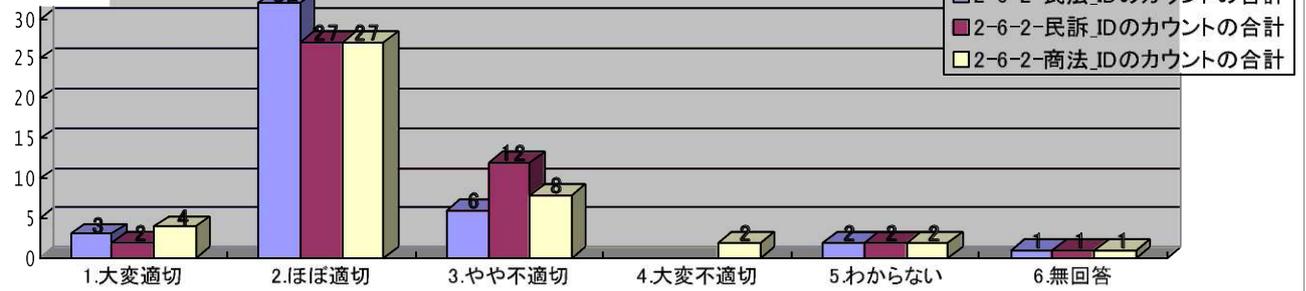
2-6-1-実務基礎



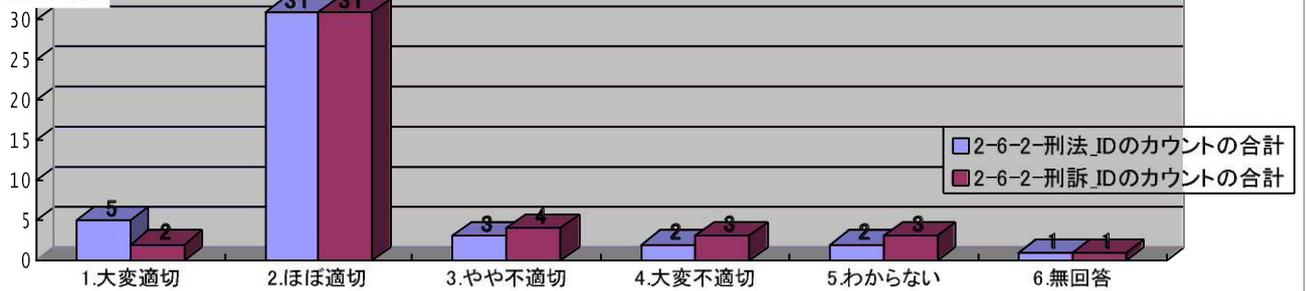
2-6-2-公法系



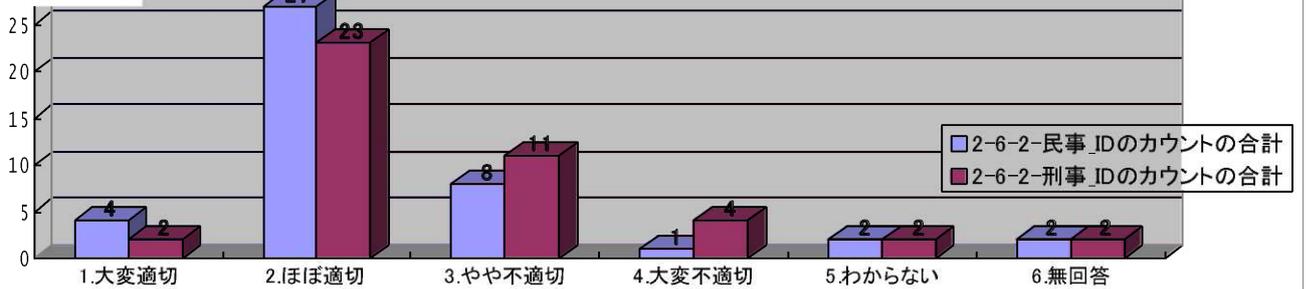
2-6-2-民事系



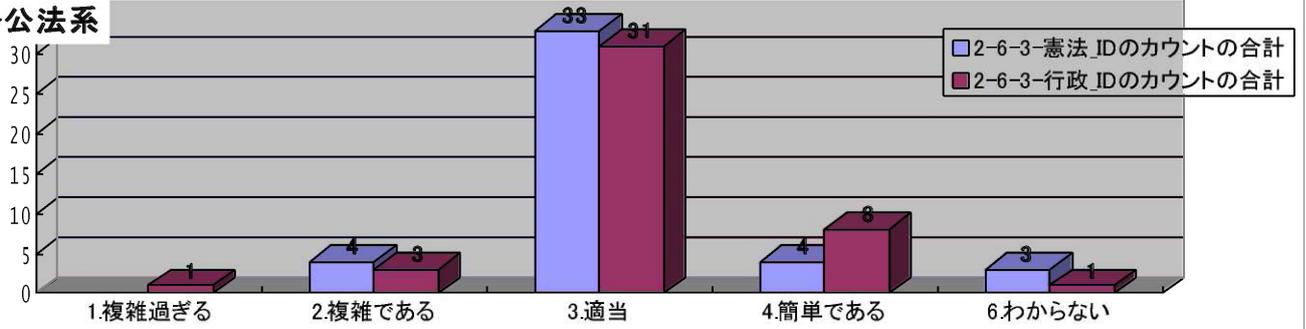
2-6-2-刑事系



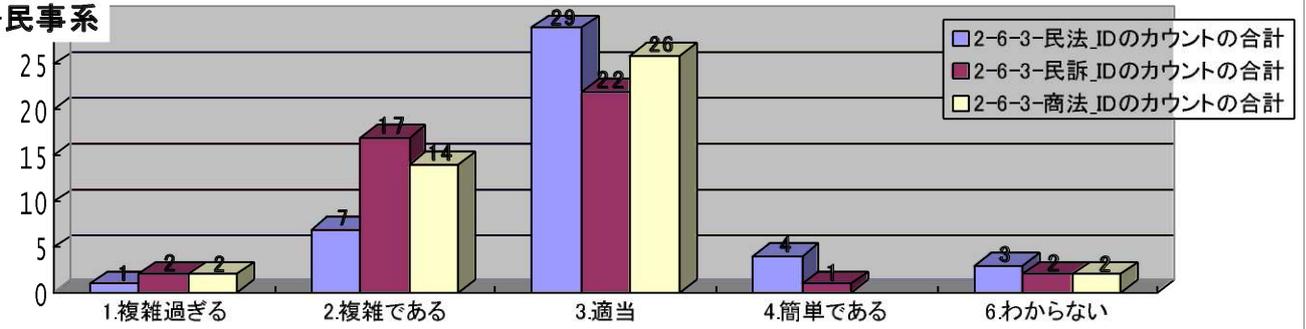
2-6-2-実務基礎



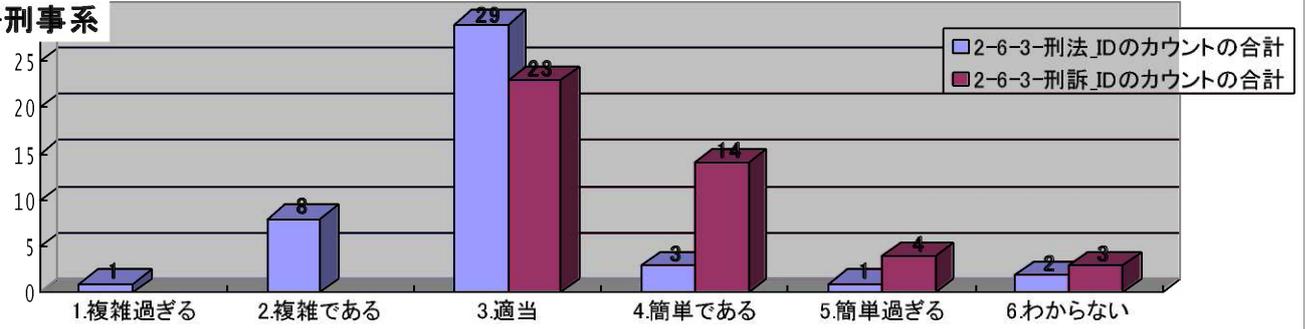
2-6-3-公法系



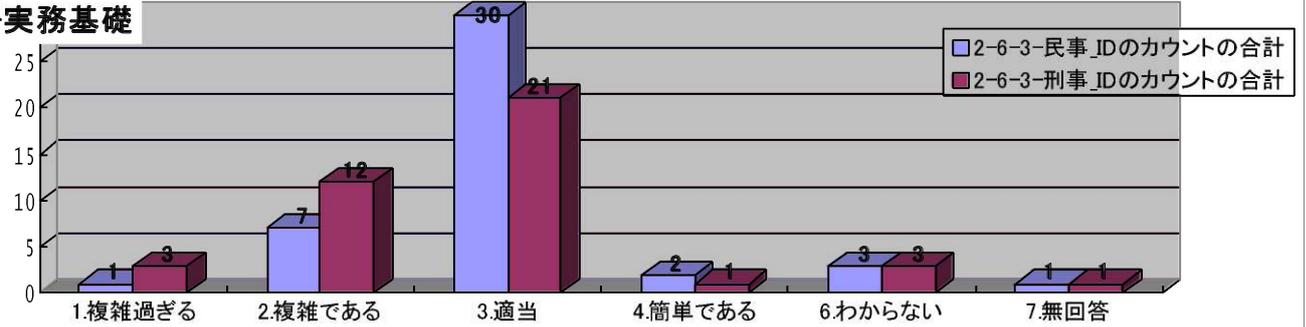
2-6-3-民事系



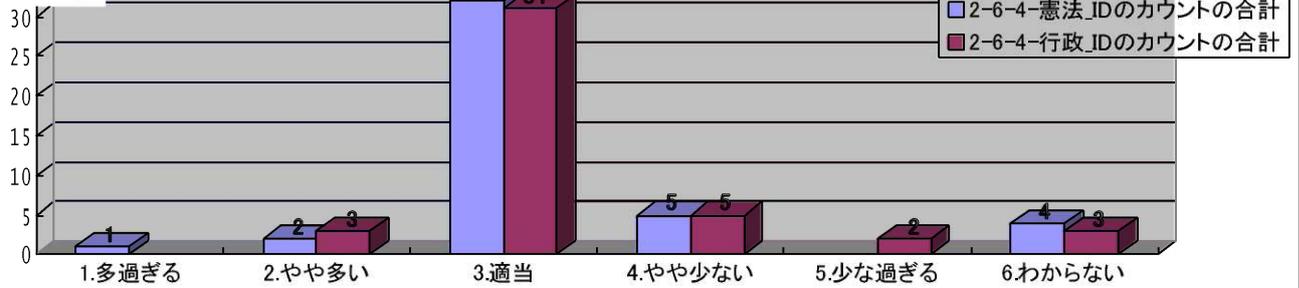
2-6-3-刑事系



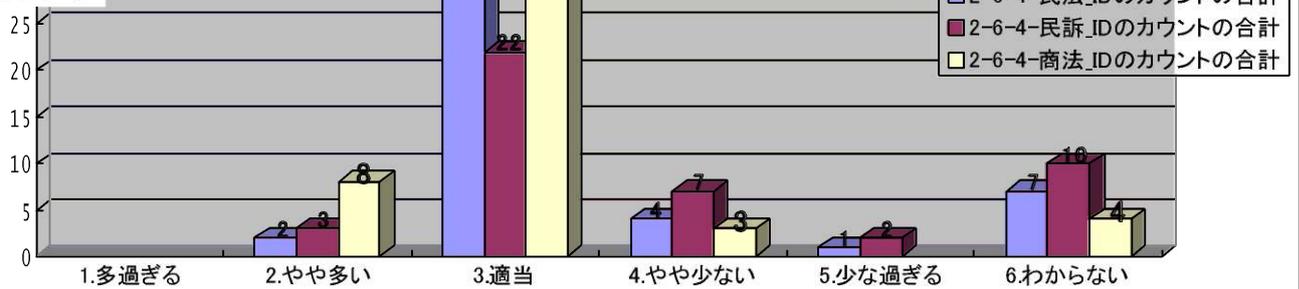
2-6-3-実務基礎



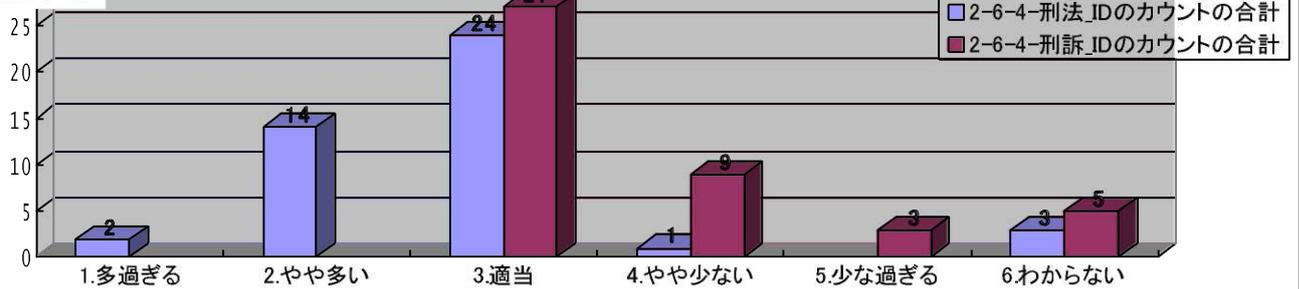
2-6-4-公法系



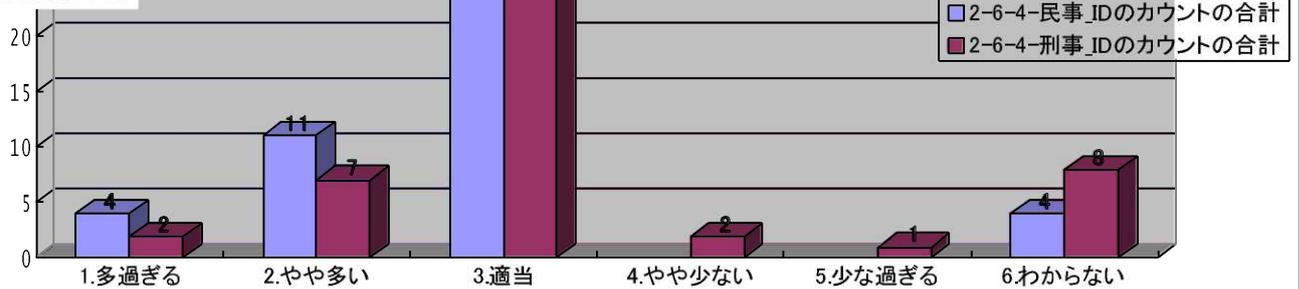
2-6-4-民事系



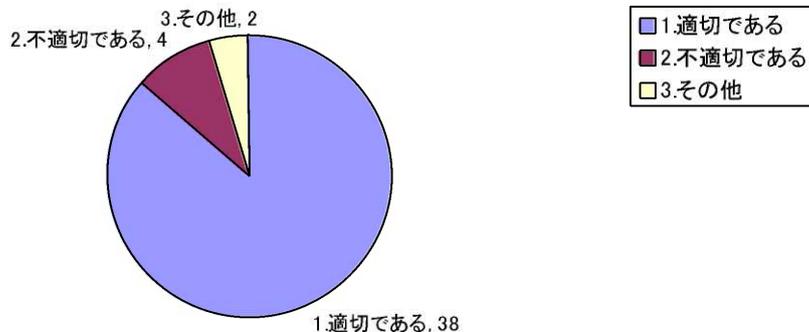
2-6-4-刑事系



2-6-4-実務基礎



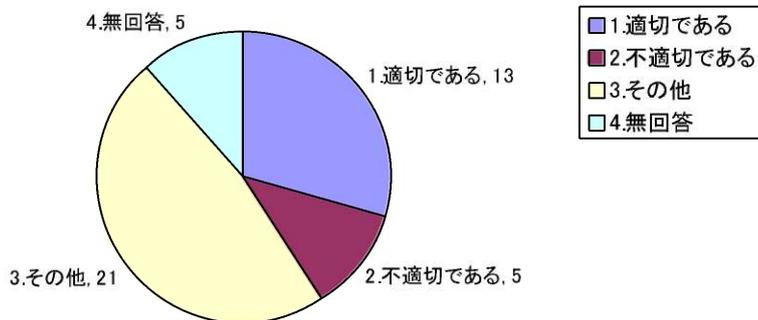
2-6-5-民事系



2-6-5-民事系 2-6-5-民事系理由

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1. 適切である | 法科大学院で学ぶことと思われるため |
| 1. 適切である | 法曹倫理は必要であるから |
| 1. 適切である | 条文が見つかりやすい事例だったから |
| 1. 適切である | 設問で倫理の問題と明示されているのがよい。 |
| 2. 不適切である | 合格後にやればいいのかではないか |
| 2. 不適切である | 設問数が多過ぎて、とても時間内で書けない。 |
| 2. 不適切である | 弁護士職務基本規程が問われたが、事前のアナウンスがなく、不意打ちになった。 |
| 2. 不適切である | 詰め込み過ぎ。無理に出す必要なし。 |
| 3. その他 | 設問5と最後の設問であり、本当に法曹倫理を聞く気があるのか疑問を持った。 |
| 3. その他 | 道徳を問われているのか、規範の解釈を問われているのか、よくわからなかった。 |

2-6-5-刑事系



2-6-5-刑事系 2-6-5-刑事系理由

- | | |
|-----------|--|
| 1. 適切である | 法科大学院で学ぶことと思われるため |
| 1. 適切である | 法曹倫理は必要であるから |
| 1. 適切である | 出題がなかったから何ともいえないが…もし出題されていたら |
| 2. 不適切である | 出題がなかった。 |
| 2. 不適切である | 問い方が明確でなかったと考えます。 |
| 2. 不適切である | 事案が長く、90分で処理するのは難しい。 |
| 3. その他 | 出題なしのため回答不能 |
| 3. その他 | 被疑者段階における検察官、裁判官、弁護士がそれぞれ果たすべき役割を理解しているかどうかを問う問題を期待する。たとえその内容がテーマ工にすぎなくとも。 |
| 3. その他 | 論理の設問自体がない |
| 3. その他 | 無い |
| 3. その他 | 出題なし |
| 3. その他 | 出題なし |
| 3. その他 | 今回出題なし |
| 3. その他 | 今回は出題なし |
| 3. その他 | そもそも出題がない |
| 3. その他 | 出題なし |
| 3. その他 | なかった |
| 3. その他 | 出題なし |
| 3. その他 | 出題がありませんでした。 |
| 3. その他 | 出題なし |
| 3. その他 | なし |
| 3. その他 | 出題なし |

3.その他	出題がなかった
3.その他	法曹倫理は含まれていなかった気がする。
3.その他	出題なし
3.その他	問題ありましたか？
3.その他	出題がなかった

2-6-6ご意見

難易度にバラつきがかなりあるが、その趣旨がよくわからなかった。

法律実務: サンプル問題と異なる形式で、初見で少しとまどったが(特に民事)、一つの争いをベースに幅広く知識を問うもので、バランスもよく、良問であると感じた。
行政法: 少し易すぎる印象。
民法: 基本的な考えを積み重ねて解答に至る、シンプルながらも論点に頼らない解答を求める良問と感じた。

実体法・訴訟法の基礎知識があり、かつ文章力があれば答案をつくれるが、真に求められているのは、このような事実分析と法適用のトレーニングを積んだということであろう。そうすると、また予備校のお世話になることになるが、それでよいのか…。まあ、私は予備校の存在意義は法科大学院に劣らないと思うのでよいと思う。

論証例のはき出しでは対応しづらい、良問が多かったと思います。

試験時間が2時間20分や3時間30分と中途半端であり、時間管理がしにくかった。(1科目1時間10分が目安となるため)1科目60分の試験とし、2時間や3時間で行ってほしい。(ただし、法律実務基礎科目を除く)

刑事実務基礎が第1回にしては難しすぎ。あれを独学でどうやって身に付けろというのか?

論点抽出を受験生側に求め、問題文に無駄がない、旧司タイプの出題と書くべき事項を明示し、問題文に無意味な記述を含む新司タイプの出題とが混在しているように感じた。そして、これは受験生の能力を測る上で、不必要な負荷をかけ過ぎではないかと、感じた。

全科目サンプル問題を公開して欲しかった。また公表されていた科目のサンプル問題が本試とかなり異なった。

民事の分量がやや多い。設問もひねりが過ぎるように思う。例えばもう少し釈明を正面から聞くべきではないか。

今年はあまり勉強できなかったことと思いますが、旧司と比べても難しく感じられました。

法律基本科目: 新試験の形式に近い科目(憲・行・商・刑)と旧試験寄りの科目(刑訴・民訴)が混在しているのはいかがかと思った。
法律実務基礎科目: 民事系は基本的だった一方で、刑事系は事実認定3つの難問。ローの教育で刑事事実認定にそこまで力を入れているのか疑問。どうやって勉強したらいいのかわからない。

民事訴訟はもう少し基本でも良かった。(基本であると言われれば基本ではあるが、いわゆるマイナー分野であり、予備試験では、弁論主義や既判力のような点を中心に問うべきではないか)

民事実務基礎の出題は大変適切。刑事実務基礎については、もう少し誘導があってもよいのではないかと、また事実認定の出題にかたより過ぎだと思う。

法律基本科目の問題自体は、ロースクールの入試より易しく感じたものがいくつかあった。合格者数次第だが、ロースクール修了者というより受験者のレベルかもしれない。ただロースクールに入ったからといってこの手の問題に対する答案作成能力が向上するわけではないので、修了者といっても受験者といっても大差はないのかもしれない。

法律基本科目については、確かに重要な論点が出題されていたが、行政法、憲法、刑法を除いて、重要な論点の中でもややマイナーな論点が出題され、面食らった。
民法は事例がよくつかめず、難しかった。民事実務基礎は適切な出題だったが、刑事基礎科目は事実認定が非常に難しかった。「窃盗の故意」がどこまで指すのかも不明確だった。

商法は総則、商行為法、有証法からも、織り混ぜて出題すべき。会社法だけしかやらなかった奴が得をして、ちゃんと広く勉強した奴がバカを見るのは不合理だ。

刑事実務基礎では多少なりとも、手続の問題を入れるべきではないか?

学部生時代に当該科目の教育を受けていないので、どこまで学ぶべきか見当が付かない。予備校に頼るしかないのは問題である。もっと具体的な(詳細な)サンプルを出すべき。

試験問題自体は適切なものと考えます。科目による難易度のばらつきはありましたが、2~3科目が同じ試験時間なので難易度のバランスには配慮されていました。ただ「論述」する能力を評価するのであれば、「書く時間」に余裕をえて与えるべきだと思います。書く時間が短ければ、おのずと「吐き出し」答案が助長されることとなるからです。旧試時代の60分から70分になったのは評価すべきですが、同じ内容で80分程度が妥当と考えます。(10分増えても論点が見えない場合には見えるようにはなりませんし、見えている場合にはよりきちんとした文章になるので差が明確にみえやすくなると思います。)

法科大学院卒業生が全員司法試験に合格できる立前であれば、予備試験と本試験のレベルは同じはず。しかし、数ランク下がっている。法科大学院もその程度なのか。

標準的テキストが市販の書物として発売されていない状態で十分な勉強ができなかった。結局予備校に頼る部分が大きいと感じた。

両科目とも、受験生が時間内で書き終わられる内容ではなく、実力を図るのは不適切。1科目2時間にするか、分量を減らすべき。

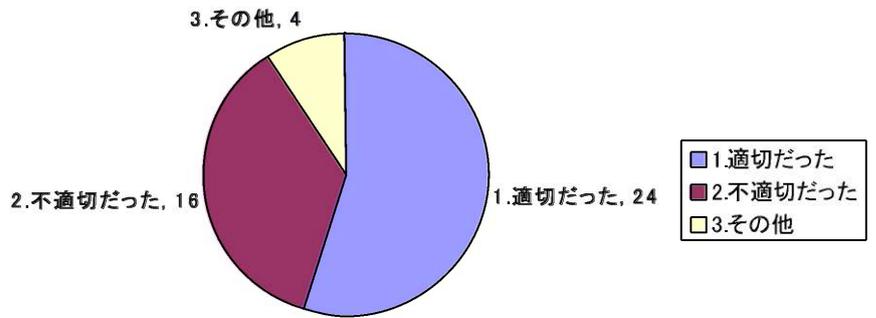
もっと幅広く知識をさいてほしい。

民法は良い問題で、考えさせられた。全体として基本知識を聞いていると思った。民訴、商法は1時間10分では少し問題文が長く、時間が足りなかった。民事実務も設問多く大変だった、有名判例に類似の問題が出ると思っていたが、傾向が違うという気がした。

本来、司法研修所で学ぶべきもの

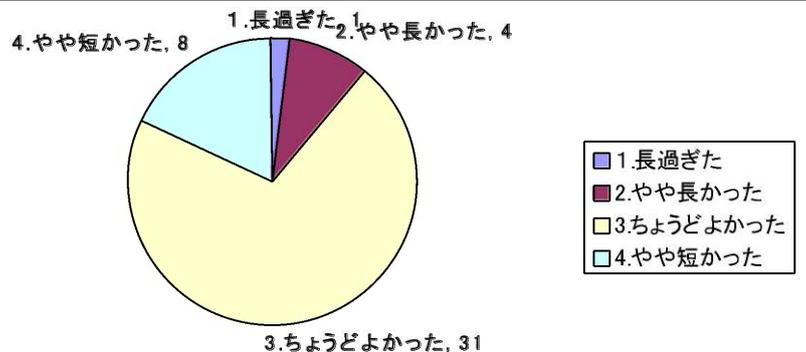
問題文が長すぎて、時間が足りなかった。刑事系は論点がわかりづらかった。

3-7出題形式



3-7出題形式	3-7出題形式理由
3-1.適切だった	サンプル問題と同じ形式であるため
3-1.適切だった	やはり教養がなくてはと思わせる問い方であったから大変良かった。
3-2.不適切だった	もう少し論理明解な文章でもよいと思う。
3-2.不適切だった	引用文が抽象的でわかりにくい。
3-2.不適切だった	難解すぎると思う
3-2.不適切だった	LS卒業生が教養を試される機会などないはず。そもそも、一度の試験で「～と同等の学識～」を判定すること自体、不可能だと思う。制度自体が一種のフィクション。
3-2.不適切だった	「教養」という名の下で小論文をかかせているにすぎない。
3-2.不適切だった	設問2が客観的判定になじまない
3-2.不適切だった	受験者に有利・不利のある内容である。
3-2.不適切だった	受験者の考え方についてどう点数化するのか。
3-2.不適切だった	文章が難解で要約だけで時間を食ってしまった。
3-2.不適切だった	この問題によって法曹としての素養をどう確認できるのか不明
3-2.不適切だった	法科大学院で学ぶことと思われるため
3-2.不適切だった	この論文を書かせる意図が分からない。
3-2.不適切だった	文語体の文章を読ませるのは無意味
3-2.不適切だった	出題趣旨が不明
3-2.不適切だった	自然科学の分野難しかった。文系出身者にとって選択肢少ない。
3-3.その他	一般教養と言いながら要は現国の試験の論文に入れる意義が感じられない。
3-3.その他	わからない
3-3.その他	なにを聞かれているのか分からなかった。
3-3.その他	不要である。旧司法試験との区別をするためだけのテストではないか。

3-8問題文の量は適切か



3-9ご意見

実施する趣旨が不明、ローの卒業生であればできるかというギモン。

一般教養を問う意味があるのか大いに疑問。国語の問題とか、事務処理能力を試す問題、などと具体的に問われる能力を示して欲しいものだ。

今年のような問題であれば、私のような地方(仙台)の者にも対応しやすい。

不要と思う

そもそもこれを問うこと自体に問題があると思う。意見内容で点数に差がつかないことは分かるが、今年の設定は人生観や倫理観と切り離して答えることは不可能であったため、思想調査を受けているかのような違和感をうけた。問題素材の選定には十分注意してほしい。

内容がわかりやすい文章を前提に。自分の意見を書かせるべき。そもそも法律の試験に一般教養は不要。

「一般教養科目」というネーミングに疑問は感じます。要するに「現代国語」ではないかと。

旧司1次みたく、生物、物理からの出題もほしい。

そもそも必要があるのかについて、大変疑問。

ほとんど対策なしで受験しました。他の受験生もほぼ同じではないでしょうか。受験科目として必要か否かもう一度検討してほしいです。

結論、文章読解能力、小論文作成能力が問われていた。「要約」として何を求められていたのか、やや不明確。

そもそも法科大学院で学ぶことのない一般教養について出題すること自体、疑問である。

択一(一般教養)も不要、実施する意味が本当にあるのか。

サンプル問題より、難しすぎる。もう少し現代の文書に適した内容のものにして頂きたい。

「〇行程度」での解答が指定されていたが、各受験者の字の大きさによって、この範囲内で書ける分量も大きく異なるように思うので、指定行数にも少し幅を持たせてほしい。

内容が①要約を作らせる問題、②自分の意見を述べさせるもの、であったので法律科目だけでは測れない能力が必要とされたといえる。負担も重くないので、このまま存置してもよいと思う。ただ「一般教養」とは何ら関係なかった。

法科大学院には一般教養はないのだから、法律の文章を要約させ、意見を述べさせた方が良いのではないか。

予備試験の趣旨から一般教養科目の論文試験が必要なのか疑問である。

ローの授業で一般教養がないのに予備試験で試験科目にするのはおかしい。最低でも大卒は免除にすべき。

一般教養科目を課す趣旨が不明

こんなもの廃止して、法曹倫理を1科目として独立させた方がまだまし。大卒者にとってはイミが無い。

60分の試験で一般教養をはかることはできないと思われるので、この科目は不要だと思う。

法曹として一般教養は必要と考えているので、今の形式をもっと充実して行って欲しい。法律科目のみの試験では良き法曹になれないと思うから、私は一般教養科目の導入は良かったと思っています。

文章を書く能力、文章を読んで要約する能力といった基本的な素養を評価するという点では十分に適切なものであると思う。問題文自体の内容も高度なものでした。この文章をあえて選んだ司法試験委員会には尊敬を表します。

「法科大学院課程修了者」の一般教養は他の一般教養と違うのか。一般教養はいいけど、あえて法学を意識しなくてもいい。

必要ないと思います。論理的思考能力は法律科目のみで十分に評価することが可能だと思います。

そもそも、試験科目とすべきではない。

一般教養は必要なのか疑問です。一問3点と配点が高く(法律問題に比して)、得意な問題が偶然出ればよいが、勉強しようにも範囲が広すぎて非常に負担だった。

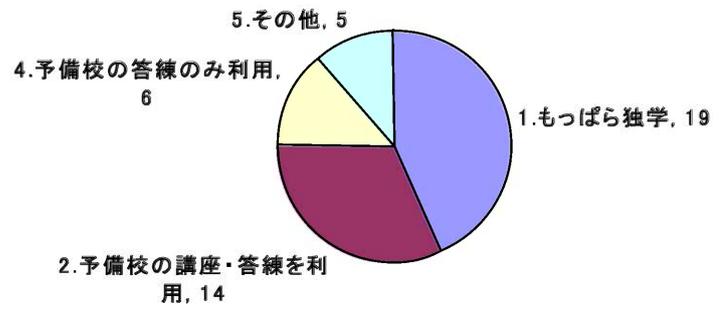
この科目が法律家になるのと何の関係があるのか。

サンプルと比較すると難しい問題でした。

ローの授業で、一般教養がないのに予備試験で試験科目にするのはおかしい。最低でも大卒は免除にすべき。

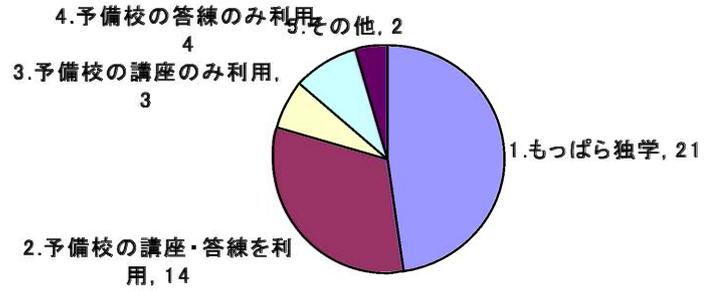
4-10-法律基本科目

- 1.もっぱら独学
- 2.予備校の講座・答練を利用
- 4.予備校の答練のみ利用
- 5.その他



4-10-法律実務基礎科目

- 1.もっぱら独学
- 2.予備校の講座・答練を利用
- 3.予備校の講座のみ利用
- 4.予備校の答練のみ利用
- 5.その他

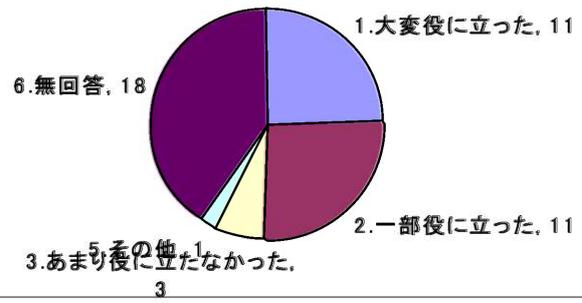
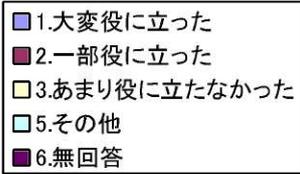


4-10-一般教養科目

- 1.もっぱら独学
- 2.予備校の講座・答練を利用
- 3.予備校の講座のみ利用
- 4.予備校の答練のみ利用
- 5.その他



4-11- 予備校での学習は論文式試験対策に役立ったか



4-11-役に立った科目

倫理

民法、商法、行政法

民事実務基礎

法律実務基礎科目

法律基本科目

実務基礎科目

行政法、民法、刑法、商法、民事実務

行政法、一般教養、法律実務基礎科目

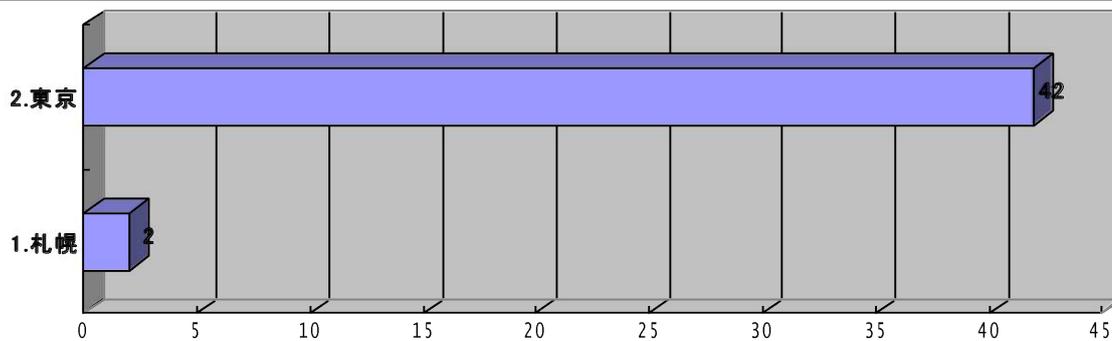
刑訴法

刑訴

その他 法律基本科目は時間内に書く訓練になった。実務基礎は独学のみでは厳しいとっていて、講座・答練ともにある程度役に立った。

その他 金銭負担が大きい。試験課目が増えたうえに、一年間で本試験に対応するには、予備校に行かざるをえなかった。

5-12-試験会場



5-13-試験会場の環境問題



- 1.問題なかった
- 2.問題があった
- 3.未回答

5-13-問題があった内容

休み時間ずっと外に出され暑かった。

狭い(机・イス)

休憩時間の居場所に困る

3人がけの席の両側に2人が座る状態で、机が狭くて困った。(答案用紙の置き場に困る)

机が狭い

椅子が固い。

机が狭かった。解答用紙を机に入れるのを禁止された。

昼休みどこでメン喰ったらいいか大変だった。東京の場合、山手線内の至便、かつ静穏な所にして欲しい。

椅子が不安定であり、使い勝手が悪かった。

極めて適切であったと思います。(よく統制がとれていました。)

公法系科目の開始前に氏名、受験番号シールを貼る時間を与えてもらえなかった。

机が狭い上に、3席を2人で受験するのは苦しかった。エアコンの水滴が落ちてきた。

5-14-試験監督等についてのご意見

態度が横柄。もう少し謙虚になれないものかと…

注意文を読み上げる女性担当者の「なまり」と「くせ」がひどかった(8号館6F)。読み間違えや訂正も多く非常に不愉快だった。アルバイトでしょうか？他に2名試験官がいたので、その人に代わってもらいたいと直訴しようと思ったくらい酷かった。2日間にわたり試験毎にひどい説明を聞かされるのは耐え難い苦痛だった。

後ろの人が、不正行為してたのに、みすごしていた。

適切だったと思う。

できれば択一試験と同様に、試験時間以外でも教室内にとどまることができるようにしてほしいです。

私は8号館7Fで受験したのですが、教室責任者の方は非常にてきぱきと試験を運営しており、快適でした。(他の階では必ずしも、そうではなく、ストレスを感じたこともあったようです。)

旧司法試験の時よりも親切であった。

良い

トイレ等で手を挙げてから監督員が来るまでに時間がかかった。

答案用紙を1枚ずつ回収したら、その間に書き足し修正する奴が出て不公平だ。1度に全部回収すべきだ。

氏名等の記載は、もっと余裕をもって記載させて欲しかった。説明が長すぎて試験開始直前になってしまった。また、トイレに行くのに手を上げたら直ちに発見して欲しい。

答案、論文ともに旧試に比べ質的な改善は顕著と考えます。まじめにかつ素直に条文、判例を勉強すれば対応できる内容になっていると思います。これならあまり予備校に行く必要はないはずです。一般教養については否定的な考え方もあろうかと思いますが、「法律バカ」を作らないためにも是非維持すべきと考えます(司法試験委員会にもお伝えいただきたく)

5-(13)で書いたように、試験監督の説明がゆっくりで、いつ氏名等を書いたらよいかかわからないまま「始めて下さい！」と言われてしまいました。いったいどうなっているのか？ドキドキしながら、予備試験が始まってしまいました。その後の科目では旧司法試験と同様に、開始前に氏名等を書いていたので、明らかなミスだと思います。それを指摘しようとしたところ当初説明していた試験官は交代し、交代した試験官に指摘したところ「確認します」と言われ、その後一切説明はありませんでした。言語道断です！

試験直前(約2分前)になって、答案の氏名を書かせた。書き終えていない段階で試験をスタートさせられた。

第1日目、憲法・行政法の試験時間が始まっているのに、まだ注意事項(何度もくり返し読む必要あるのか?)をトロトロ読んでいた。試験開始後にシールを貼り氏名を書くなどして、いらいらした。

机に置いてよいものか否かの区別がはっきりしない。

6-予備試験についてのご意見

アンケートを実施して下さる方がいらっしゃって、制度改善のために努めて下さることに感謝するばかりです。本当に有難うございました。

1.受験料17,500円は高すぎるのではないか？この金額で受験をためらう者は多いと思う。
2.司法試験を受けるための学習ステップとして、存在意義は大きいと思う。学習を動機づける意味からも、なくさないでほしい。

旧司法試験より対応しやすい。合格者の数がふえてほしい。

1年に複数回実施してほしい。

一般教養廃止。少なくとも短答における配点を「60点→40点」程度に変更すべき。一般教養で高得点を取れば、法律科目5割の出来でも短答合格できてしまう現状の配点は大いに問題があるのではないのでしょうか？

「法科大学院修了レベル」は現在の時点で、現実にはこんなに高くないではありませんか？平均すれば。とは、感じます。

合格者増。たかが受験資格を与える試験

口述不合格の場合、旧司のように次年度は筆記を免除してほしい。

できれば事前に目安の合格者人数等を発表してほしいです。

現段階ではなんとも言えません。

司法試験を受験するための試験である以上、過度に難易度を上げないでほしい。例えば、法科大学院を卒業した者が全て合格できるレベルであるはずであるが、本当にそのような運用をするのか不安である。予備試験論文の感想を一言でいうと旧司法論文とほぼ同じ感じてあった、科目が増えただけ。

そもそも新司法試験に回数制限を設けることに合理的な理由がないと思う。しかし予備試験は必要な試験制度だと思う。

・合格発表が遅い。特に論文の発表は遅すぎる。
・全体的に情報の開示、発表が遅い。
・合格者数にもよるが、これがロースクール修了生に求められるレベルなら、そもそもロースクールは不要だと思う。また、本来修了生は新司レベルであるべきで予備=修了生レベルというのは違和感がある。

合格者数が分かるまでは何とも言えないが、法律基本科目についてはやや肩すかしを食ったような印象がある。あえてマイナーな論点をきくことで、どのような力を試しているのかが分からない。どのような点、配点が大きく振られているのかも分からない。基礎が大事とよく言われますが、基礎があるかを試した試験というのかやや疑問である。法律実務基礎科目については、刑事系であのようなレベルの高いことを法科大学院でやっているのか疑問である。

ロースクール修了生でも司法試験短答式で、2000人以上合格基準に到達していない。司法試験と80%弱共通の予備試験短答を経て、論文試験でも絞りをかけられるのは、ロースクール修了生と同等の能力を有するかを試すという予備試験の趣旨を逸脱して厳しすぎるように思う。合格者数を絞られても、修習中の給費制が廃止されても構わないので、試験だけは公平に受けさせてほしい。

全体的に、時間や難易度は適切だと思いました。

・辺りな所は会場にしないでほしい。
・短答は簡単だったので今後難化すると思うがパズル的なものはやめるべき。法律の試験である！
・予備試験は完全な資格試験なので、暗黙の合格定員枠を信定すべきではなく一定点数に達したら全員合格とすべき。運転免許と同じ。(司法試験は実質的に司法修習生採用試験なので合格定員枠を設定せざるをえない)

試験制度を改善することは大賛成である。しかし奨学金等を活用しても自分にはロースクールは無理である。金銭に余裕の無い者でも法曹になれる機会を必ず設けて欲しい。財の有無によって人生の選択を狭める国家になって欲しくない。多様性のある活力ある制度にして欲しい。

予備試験の合格者数ある程度確保すべきだと思います。また、予備試験の合格が法科大学院の修了よりも難しくなってはならないと思います。

法科大学院に行くお金も時間も無い人にとってはありがたい制度です。でも司法試験を目指す知り合いの中で予備試験ルートを選んだのは私だけでした。

新司法試験のようにプレテストを実施したり、出題方針を明確にすべきだった。今後は、採点実感や出題趣旨を詳細にして欲しい。

・本来、資格試験は万人に開かれてなければならないのに、大学、官僚のための利権が制度化(ロー制度)されたことに腹が立つ。予備試験など言いわけにすぎず、どうせギリギリまで合格人数(100人未満)をしばってくるだろう。許せない。新司法試験は甘い採点基準で、一応の水準でも合格させている。予備試験だけ、厳しく採点するのは不合理である。

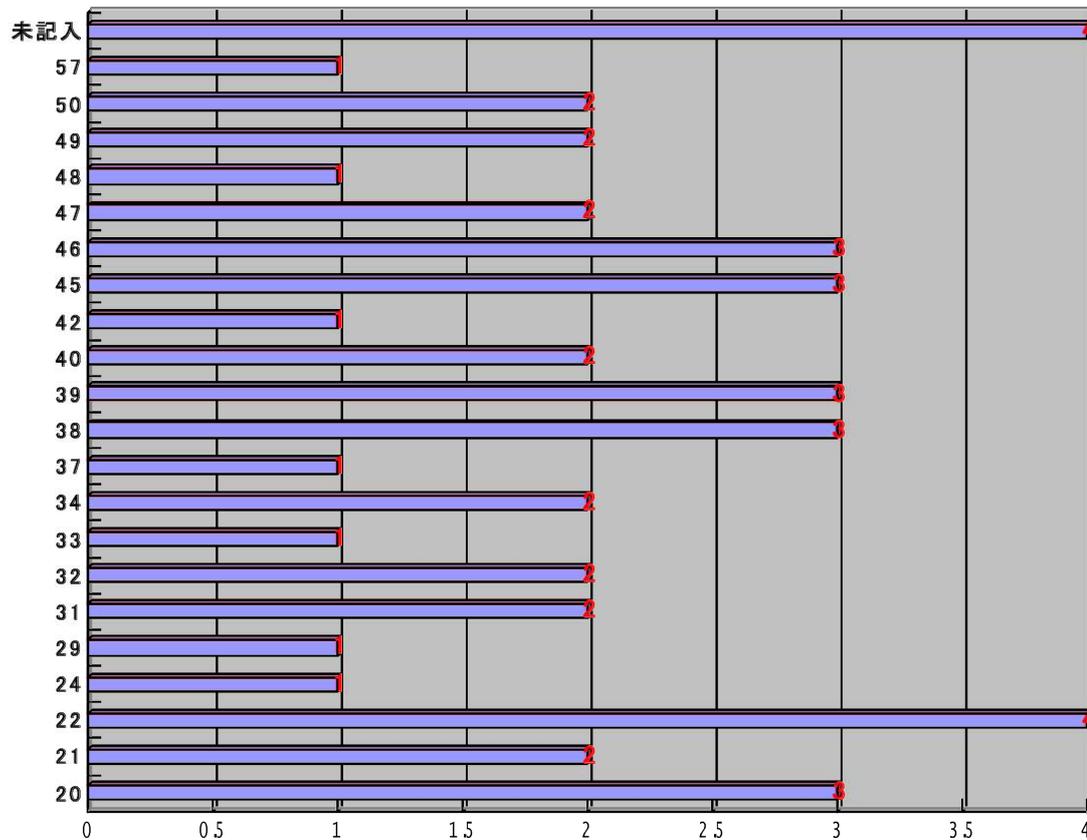
短答→論文→口述といった旧司法試験のような試験形式にするのではなく、1回の試験で合否が判定するような試験にして欲しいです。この試験に受かっても、新司法試験を受験しなければならない為、計画設定が必要だからです。

予備試験に合格しても、司法試験では、大学院卒業の合格人数枠と、予備試験通過者の合格人数枠が違うので、予備試験に合格しても、非常に少ない枠内での競争になるので、旧司法試験の合格率1~3%と変わらないという風評があります。本当なのでしょうか。実際に差別されるのでしょうか疑問です。

一般教養という偶然に左右されやすく、趣旨不明な科目は廃すべきである。

・短答式試験の合格発表日をもっと早くしてほしいです。
・合格者が多く出るようにしてほしいです。

7-1 年齢

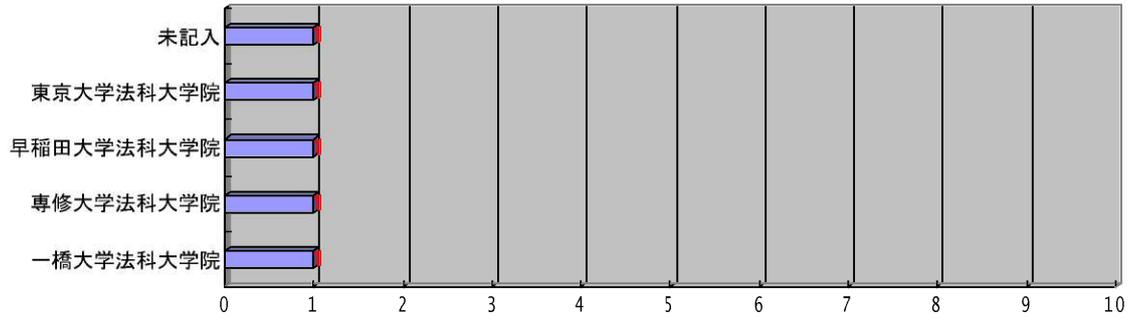


7-2 最終学歴

7-2大学	7-2学部	7-2年次生	7-2卒業年	人数
ジュネーブ				
			平成16	1
			合計	1名
京都				
			昭和63	1
			合計	1名
慶應義塾				
	法	3		2
			合計	2名
上智				
			平成12	1
			合計	1名
青山学院女子短期大学				
			昭和62	1
			合計	1名
早稲田				
			平成23	1
			平成14	2
			平成07	1
			平成06	1
			平成02	1
			昭和53	1
	法	4		1
			合計	8名

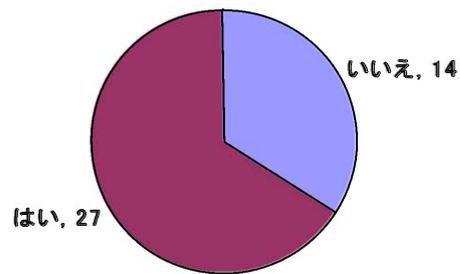
中央		
	平成07	2
	平成05	1
	昭和60	1
法	3	1
	合計 5名	
都立		
	昭和59	1
	合計 1名	
東京		
	平成23	1
	平成22	1
	平成03	1
	昭和61	1
		2
法	4	2
	合計 8名	
東北		
	平成08	1
	合計 1名	
同志社		
	平成08	1
	合計 1名	
日本歯科		
	平成02	1
	合計 1名	
立教		
	平成13	1
	合計 1名	

7-2法科大学院



7-2法科大学院	7-2卒業年度	7-2既修年数	7-2未修既修	IDのカウン
一橋大学法科大学院				1
専修大学法科大学院	18年		既修	1
早稲田大学法科大学院		3	未修	1
東京大学法科大学院		1	既修	1
未記入			未修	1

7-3現在仕事をしているか



7-4業種	7-4職種	IDのカウン
1.士業		2
	その他	1
	司法書士	1
2.資格職		1
3.会社員		4
	その他	2
	メーカー	1
	銀行	1
4.公務員		3
	国家公務員	1
	地方公務員	2
5.自営業		3
6.その他		5

7-5旧司法試験受験回数

7-5旧試験回数	IDのカウン
1	6
3	1
4	5
5	3
6	1
7	1
8	2
9	2
10	4
11	1
12	1
15	3
19	1
21	1

7-5新司法試験受験回数

7-5新試験回数	IDのカウン
2	1
3	1